	第二項第一号	第二項第二号	第二項第二号ハ	第二項第二号ニ	第二項第二号ホ	第二項第三号
	控除前遺族共済年金等の額が控除前控除調整下限額以下である	控除前遺族共済年金等の額	控除後控除調整下限額（遺族特例年金給付が支給される場合には、控除後遺族共済年金の額を基礎として遺族共済年金の額の算定方法を勘案して政令で定めるところにより算定した額を加えた額。ニ及びホにおいて同じ。）	控除後控除調整下限額	控除後控除調整下限額	及び控除前遺族共済年金等の額がともに控除前控除調整下限額
	控除前遺族共済年金等支給額が零となる	控除前退職共済年金等の額と控除前遺族共済年金等支給額との合計額	前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	前項第四号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	控除後遺族共済年金等支給額が零となる

給付の受給権を有する者については、控除後遺族厚生年金相当額を加えた額とする。）の項においてもいずれも同じ。）

から控除後退職共済年金等の額に同条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額（平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金の受給権を有しない場合又は当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額をいい、前地共済法による職域加算額が支給される者については、その額につき控除後遺族特例年金給付の受給権を有する者については、控除後遺族厚生年金相当額を加えた額とする。以下この条において同じ。）との合計額

	第二項第四号イ及びロ	第二項第四号ハ	第二項第四号ニ	第二項第四号ホ	
	控除後遺族共済年金等の額	控除後控除調整下限額（遺族特例年金給付が支給される場合には、控除後遺族共済年金の額を基礎として遺族共済年金の額の算定方法を勘案して政令で定めるところにより算定した額を加えた額。ニ及びホにおいて同じ。）	控除後控除調整下限額	控除後控除調整下限額	及び控除前遺族共済年金等の額がともに控除前控除調整下限額を超え、かつ、控除前遺族共済年金等支給額が零
	控除後遺族共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額	前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	前項第四号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額と控除後遺族共済年金等支給額との合計額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	控除後遺族共済年金等支給額が零となる

7　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、第二号厚生年金のうち遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者に限る。）に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金の額は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金を平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族厚生年金と、第二号厚生年金のうち遺族厚生年金を第三号遺族厚生年金と、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金を平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金とそれぞれみなして前各項の規定を適用した場合に算定される額とする。